

甲斐市内中学校 保護者 様

甲斐市教育委員会  
教育長 宮坂 雄次郎 (公印省略)

令和 2 年度甲斐市学校給食費について (お知らせ)

新緑の候、皆様におかれましては、益々御健勝のこととお慶び申し上げます。

令和 2 年度学校給食費につきましては、下記のとおりですのでお知らせします。保護者の皆様が負担する学校給食費は食材料費のみであり、その他の経費 (光熱水費、人件費等) は市が負担しているところですが、保護者の皆様の経済的負担を考慮し、令和 2 年度から学校給食費の一部を市が補助します。今後とも、安全・安心な学校給食の提供に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

記

1、学校給食費 月額 5,500 円 1 食単価 329 円 (内 月額 300 円を市が補助します。)

2、保護者負担額 月額 5,200 円 1 食単価 312 円

3、口座振替日 毎月末日 ただし、末日が休日の場合には、金融機関の翌営業日となります。

給食徴収月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月
口座振替日	—	—	—	—	—	—	11/2	11/30	1/4	2/1	3/1

(予定) (予定)

- ・学校給食費の徴収は、通常、年 11 回 (3 月を除く) ですが、今年度においては、感染症対策に伴う安心甲斐・市民支援事業により、4 月から 7 月までの徴収はありません。なお、8 月・9 月分についても徴収しない予定です。 予定が変更になった場合は、改めてお知らせします。
- ・令和 2 年度の学校給食費総額 (1 食単価×10 月以降の給食提供日数) が、10 月から 2 月までに徴収した学校給食費 (月額 5,200 円×5 ヶ月=26,000 円) を超える場合は、3 月に口座振替にて不足分を徴収します。
- ・学校給食費の納入方法は、原則として口座振替です。口座振替手続をしていない方は、希望する金融機関において行っていただけるようお願いいたします。用紙は、各学校及び市役所 (竜王庁舎新館 2 階学校教育課、敷島・双葉庁舎 1 階市民地域課) にあります。

4、給食費の減額について 次の場合は、最終徴収月の給食費から減額します。

- ・中学 3 年生の卒業等の理由のため、他学年より給食提供日数が少ない場合
- ・病気、事故などの理由で、連続して 5 日以上給食を食べなかった場合 (学校に連絡があった翌日から起算し、5 日目以降の給食費を減額します。)
- ・校外学習などの学年行事で、給食を食べなかった場合

